

【参考】

(広告の範囲)

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張が含まれるもの
- (6) 個人の名刺広告（単に個人の氏名を表示し、公衆に周知する広告をいう。）
- (7) 射幸心をそそるもの
- (8) 市の事務の遂行に支障を及ぼすと認められるもの
- (8) 市の信用又は品位を害するおそれのあるもの

(業種又は事業者及び表示基準)

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業等に該当する業種
- (2) 消費者金融業
- (3) たばこの製造業及び販売業
- (4) ギャンブルに係る業種
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生、更生手続中の事業者
- (6) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (7) 多治見市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 26 号）第 2 条第 1 号又は第 2 号の規定に該当すると認められる者とする。